

# 令和7年度 政策提言書(要約)

## はじめに

本政策提言書は、隊友会、陸修偕行社、水交会、つばさ会の4団体の総意によるものである。

2022年2月以降、いわゆる戦略3文書の策定により、防衛力の抜本的強化が図られ、その成果は顕著に現れていると認識する。昨年末には「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が策定され、自衛隊の人的課題に対する大きな改善の一歩を踏み出した。

しかし、国際情勢は依然として不安定であり、引き続き権威主義国家の動向が懸念される。また、民主主義国家においても内向化や大衆迎合の動きが見られ、我が国の安全保障に影響を与える可能性がある。

このような情勢を踏まえ、本提言書では、現実的かつ主体的な防衛力構築のために以下の6項目を提言する。

## 1 憲法の改正

### (1) 「戦争放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」条項の削除

現在の日本国憲法では、戦後の平和主義的な理想概念に基づき、憲法9条において「戦争放棄」、「戦力不保持」、「交戦権否認」が条文化されている。平和を追求することは重要であるが、国内外の情勢が変化する中で、現実とのギャップが顕在化している。この矛盾に対して、單なる「解釈」によって対応することは、国民や諸外国に対する説明が困難であり、憲法の信頼をも損なうものである。憲法条文は明解さを追求すべきである。

また、現実から乖離した矛盾を長期間放置してきたことにより、国民の防衛意識や関心が低下していることは憂慮すべき問題である。

我が国が自国防衛を担う軍事組織を保有し、平和を確保するために武力を行使することや交戦権を有することは国家として当然である。これらを否定する条項の削除を強く提言する。

### (2) 緊急事態条項の整備

我が国に対する武力攻撃や大規模災害など、国家緊急事態はすべてが予測可能な範囲内で生じるものではない。これら事態に迅速かつ的確に対応するためには、やむを得ず国民の自由や権利を一時的に制限し、新たな義務を課すこと必要である。そのための緊急事態条項の整備を提言する。また、民間防衛関連企業の整備補給能力の確保や業務従事命

## 2 安全保障政策の見直し

### 令の明記、罰則規定の設定も必要である。

#### (1) 我が国防衛を担う軍事組織の明確化

自衛隊はジュネーブ諸条約上、「軍隊」に該当する組織であるが、国内においては「通常の概念で考えられる軍隊とは異なる存在」として位置づけられている。この現状は国民の意識と錯覚をもたらすと共に、国際社会に対する勘誤ともなりかねない。憲法改正に至らなくとも、「自衛隊(Self-Defense Forces)」を「防衛官(Defense Forces)」(仮称)へと改称し、その存在目的および位置づけを明確すべきである。

加えて自衛官の階級呼称についても、英語においては公式に米英軍と同様の呼称を使用していることから、国内においても大将、大佐、大尉等、外国軍隊と同様の呼称とすることを提言する。

#### (2) 軍人としての「防衛官(仮称)」の制定

昨年末に取りまとめられた「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」の推進が望まれる。自衛官は国際法上「軍隊」に該当し、命を懸けて任務に従事する職業であることから、特別な地位および処遇が与えられるべき存在である。憲法改正が困難な状況にあっても、「防衛官(仮称)」という新たな地位を創設し、国家公務員の一般職員、特別職員とは別格の位置づけを付与すべきである。

#### (3) 防衛法制の見直し

##### ア 法制の明確・簡潔化

我が国の防衛法制は、国内外情勢等の変化によって自衛隊の任務を新たに規定する度に、条文の追加・修正や分散等が重ねられ、複雑化してきたといえる。

明確な国家防衛に対する姿勢を示すとともに、現行法制を可能な限り簡潔化するべく再整理し、ROEを適切かつ明確に規定することにより、事態対応における真の実効性を確保することを強く提言する。

#### イ 1項・2項地域の見直し及び区分廃止

自衛隊法第103条では、自衛隊の行動地域を1項地域(自衛隊の行動に係る地域、施設等の管理、土地等の使用、物資の保管、収用を命ずることができる)と2項地域(自衛隊の行動に係る以外の地域で防衛大臣が告知して定めた地域、医療、土木建築工事、輸送業者に対する業務の従事を命ずることができる)に区分している。しかし、昨今の有事における作戦様相や継戦基盤の重要性を踏まえれば、業務従事を命ずる業務範囲は十分ではない。また、地域の区分も非現実的である。したがって、業務従事命令の対象業種を拡大し、1項地域と2項地域の区分を廃止することを強く提言する。

#### ウ 「警戒監視」を自衛隊の行動(自衛隊法第6章)として明記

「警戒監視」の任務行動は、防衛省設置法第4条第18号の「調査研究」として位置付けられている。しかし、厳しい安全保障環境下で対象国軍隊と対峙する「警戒監視」は、国家防衛に直結する行動である。この任務を「調査研究」として放置することは本質を誤解させるものである。したがって、「警戒監視」を自衛隊の行動(自衛隊法第6章)として位置付けることを強く提言する。

## 3 防衛力の強化

### (1) より主体的な防衛力の構築

#### ア 情報戦能力の抜本的強化

「情報」は国家安全保障の基盤であり、特に宇宙・サイバー・電磁波分野における情報・諜報活動の能力向上が必要不可欠である。また、人的諜報活動(HUMINT)の重要性も過度ではない。さらに、認知領域における情報戦も高度化しており、偽情報を識別し看破する対応戦略の能力や戦略構築が求められる。

我が国安全保障の主体性を確保するため、同盟・同志国との協力連携を図りつつ、情報組織および制度のさらなる最適化と大規模な投資を実施することが必要である。

### (2) より主体的な防衛力の構築

#### ア 戰力構築の抜本的強化

「戦力」は国家安全保障の基盤であり、特に宇宙・サイバー・電磁波分野における情報・諜報活動の能力向上が必要不可欠である。また、人的諜報活動(HUMINT)の重要性も過度ではない。さらに、認知領域における情報戦も高度化しており、偽情報を識別し看破する対応戦略の能力や戦略構築が求められる。

我が国安全保障の主体性を確保するため、同盟・同志国との協力連携を図りつつ、情報組織および制度のさらなる最適化と大規模な投資を実施することが必要である。

国家安全保障局(NSS)がより積極的な役割を担うべきである。

また、自衛隊の運用においては、様々な法律の適用除外を受け任務を遂行するが、周波数帯割り当て、移動局、空域管理等においては未だ制約が存在するため、平時から認可や適用除外がなされるよう制度的整備を進めるべきである。

## 4 人的基盤の強化

### (1) 退職後の自衛官を雇用する新たな制度(準防衛官(仮称))の創設

少子化により自衛官の確保が困難になっている。加えて「高齢者雇用安定法」により65歳までの雇用が義務化され、退職自衛官との処遇格差は広がる一方である。このような情勢を踏まえ、退職自衛官を平時から活用する体制の構築が必要である。

「退職自衛官は防衛力そのもの」として、退職自衛官(防衛官)を自衛隊の定員外で雇用する「準防衛官(仮称)」制度の創設を提言する。本制度は、必ずしも現役自衛官のみで実施する必要のない業務(例えは整備、警備、経理補給、教育、研究開発、広報、募集・援護等)を可能な限り退職自衛官たる「準防衛官(仮称)」に移管するものである。

また、「準防衛官(仮称)」をもってしても充足が困難な業務に対しては、より積極的に民間へのアウトソーシングを推進する。

### (2) 退職自衛官に対する新たな年金制度等の創設

諸外国においては、軍人としての奉仕に対する敬意として「軍人年金(恩給)」制度が確立されている。他方、我が国においては退職自衛官に対する処遇は前例と大きく異なり、特別な優遇措置はない等しい。このように他国と大きく異なる現状は、自衛隊への入隊希望者の減少につながるばかりか、自衛官としての矜持をも損なう可能性がある。

本来ならば、憲法改正による自衛隊、自衛官の明確な位置づけによって、軍人年金制度を含む優遇措置がなされるべきであるが、憲法改正が難しい場合でも、防衛費を財源として現行年金制度に上乗させる制度等を創設するべきである。

### (3) 戦死傷者及び家族に対する国家としての対応の具体化

戦闘における戦死傷者およびその家族に対する敬意と感謝を国家として明確に示すことは、国民が同様の認識を持つ上で、また自衛官自身が職務に対する「名誉と誇り」を自覚する上でも極めて重要である。そのため、戦死傷者および家族に対する処遇の具体化と、それに基づく訓練も必要である。

また、全国に存在する旧軍墓地や追憶施設の維持整備に対する国家の支援も必要である。

## 5 安全保障に関する国民全体の意識の高揚

### (1) 安全保障教育の充実

厳しい安全保障環境の中で、国民の安全保障や防衛に対する意識の醸成は急務である。安全保障に心を持つ国民だけでなく、広く国民全體が共有できる環境を構築するべきである。

そのため、義務教育のカリキュラムに安全保障教育を導入し、中立性をもって国際社会の現実や国を守ることの重要性を教育するべきである。また、安全保障・防衛に関する大規模史料館を建設し、無料で開放することにより、広く国民が学ぶ機会を提供するべきである。

### (2) 国民に対する安全保障関連情報の発信拡大

国民の安全保障意識が低い要因の一つは、自衛隊の活動を含む我が国安全保障に関する情報が十分に共有されていないことである。広く国民が認知するためには、安全保障教育の充実に加えて、効果的な情報媒体の活用が必要であり、ここに大規模な予算投入も躊躇すべきではない。

また、情報開示の制限を緩和し、厳しい安全保障環境や自衛隊の対応状況のリアルを可能な限り広く国民と共有することも重要である。これは偽情報に耐性のある社会を築くためにも重要なことである。

## 6 日米同盟のさらなる強化

### (1) 日米統合共同作戦能力の強化

統合作戦司令部の設立という大きな変革期にあって、自衛隊の方向性を明確にする統合戦略と統合ドクトリンを早期に策定し、陸海空の各防衛戦略と整合性を持って連なる戦略体系を確立すべきである。また、統合作戦に必要な装備を統合装備体系として示し、各自衛隊はその優先順位を考慮して装備体系を構築すべきである。

### イ 統合訓練・演習の充実

#### ア 統合訓練・演習の充実

#### イ 統合訓練・演習の充実